

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
予備審査制（関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の2又は第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによらるたい。 記 1 （省略） 2 予備申告 (1) 提出書類 予備申告は、次に掲げる書類を下記(2)又は(3)に定める通関部門に提出することにより行うものとする。 ただし、法第70条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記 4 (1)の輸入申告の時までに提出し又は記載することとして差し支えない。 イ及びロ （省略） (2)及び(3) （省略） (4) 提出時期 輸入申告予定日における外国為替相場が公示された日又は貨物の船荷証券（航空貨物にあつてはAir Waybill）が発行された日のいずれか遅い日以後 3 予備申告の事務処理要領 (1) 予備申告書の受理 受理担当職員は、予備申告書を受理したときは、予備申告書に朱書きされた記号（例えば、「予」）の横余白に受理印（税関様式C第5000号）を押印する。 なお、予備申告書の必要事項に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者又は通関業者（以下「輸入	予備審査制（関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによらるたい。 記 1 （同左） 2 予備申告 (1) 提出書類 予備申告は、次に掲げる書類を下記(2)又は(3)に定める通関部門に提出することにより行うものとする。 ただし、法第70条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記 4 の輸入申告の時までに提出し又は記載することとして差し支えない。 イ及びロ （同左） (2)及び(3) （同左） (4) 提出時期 輸入申告予定日における外国為替相場が公示された日又は貨物の船荷証券（航空貨物にあつてはAir Waybill）が発行された日のいずれか遅い日 3 予備申告の事務処理要領 (1) 予備申告書の受理 受理担当職員は、予備申告書を受理したときは、予備申告書に朱書きされた記号（例えば、「予」）の横余白に受理印を押なつする。 なお、予備申告書の必要事項に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者又は通関業者（以下「輸入者等」という。）に通知し、所要の訂正等を行わせたうえで受理する

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
者等」という。)に通知し、所要の訂正等を行わせた<u>上</u>で受理するものとする。 (2) 予備審査 予備申告書を受理した場合には、審査担当職員は、当該予備申告書について、申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までに、「輸入通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第247号）の記第1のⅢ－1－(1)（引取りに関する事項の審査）及び(2)（納税に関する事項の審査）に規定する審査を終了させておくことを原則とする。 なお、後記4(1)の輸入申告における申告年月日、外国為替相場、数量等が予備申告書の記載事項と異なることとなる場合又は添付書類の不備が発見された場合には、輸入申告の時までに当該記載事項等の訂正等を行わせることとして差し支えない。 (3) 税関検査 予備申告された貨物に対する税関検査の要否（検査扱い及び検査省略扱い）の通知（以下「検査の事前通知」という。）に当たっては、貨物の種類等を勘案し検査の要否を事前に通知しても差し支えないと認められる場合に限り、申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までの間に、検査指定票（税関様式C第5270号）により輸入者等に行うものとする。<u>ただし、検査の事前通知を行った後であっても、必要があると認められる場合には、事前通知の内容を変更することができるものとする。</u> なお、予備申告された貨物が基本通達67－4－6に規定するマニフェスト等による輸入申告によるものである場合は、次のいずれかに掲げるものを除き、当該貨物に対する検査の事前通知は行わないものとする。 イ <u>特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）が輸入する貨物又は認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）が申告する貨物</u> ロ <u>後記7に基づき、税関長が適当と認める者が輸入する貨物又は申告する貨物</u>	ものとする。 (2) 予備審査 予備申告書を受理した場合には、審査担当職員は、当該予備申告書について、申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までに、「輸入通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第247号）の記第1のⅢ－1－(1)（引取りに関する事項の審査）及び(2)（納税に関する事項の審査）に規定する審査を終了させておくことを原則とする。 なお、後記4の輸入申告における申告年月日、外国為替相場、数量等が予備申告書の記載事項と異なることとなる場合又は添付書類の不備が発見された場合には、輸入申告の時までに当該記載事項等の訂正等を行わせることとして差し支えない。 (3) 税関検査 予備申告された貨物に対する税関検査の要否（検査扱い及び検査省略扱い）の通知に当たっては、貨物の種類等を勘案し検査の要否を事前に通知しても差し支えないと認められる場合には、<u>原則として申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までのできる限り早い時期に、検査指定票（税関様式C第5270号）により輸入者等に行うものとするが、検査要否の事前通知を行った後であっても、必要があると認められる場合には、事前通知の内容を変更することができるものとする。</u>

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
予備申告された貨物に対する税関検査は、貨物搬入後速やかに実施するものとするが、他法令手続が終了する前に、税関検査を実施することに危険が伴うと認められる貨物については、当該他法令手続が終了するまで税関検査を保留して差し支えない。 (4) 予備申告の取下げ 後記 5 の蔵置場所が変更された場合の取扱いを除き、予備申告の取下げの申出がなされた場合には、受理印を抹消の<u>上</u>、予備申告書及び添付書類を輸入者等に返却するものとし、併せて輸入者等から取下げの事情を聴取するものとする。 4 輸入申告 (1) 輸入申告への切替え 予備申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の 2 又は第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができることとなった時期以後に、予備申告書を提出した官署の通関部門に申し出ることによりその意思表示を行い、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に申出を受けた職員が受理印（税関様式C第5000号）を押印することにより、当該予備申告書を輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書（以下、単に「輸入申告書」という。）として取り扱うものとする。 なお、前記 2 (1)ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることの確認を行った後、当該予備申告書を輸入申告書として取り扱うものとする。 (2) （省略） 5 蔵置場所が変更された場合の取扱い 予備申告に係る貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなった場合には、当該予備申告書の提出はなかったものとし、受理印を抹消の<u>上</u>、当該予備申告書及び添付書類は輸入者等に返却するものとし、併せて輸入者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。	<u>なお</u>、予備申告された貨物に対する税関検査は、貨物搬入後速やかに実施するものとするが、他法令手続が終了する前に、税関検査を実施することに危険が伴うと認められる貨物については、当該他法令手続が終了するまで税関検査を保留して差し支えない。 (4) 予備申告の取下げ 後記 5 の蔵置場所が変更された場合の取扱いを除き、予備申告の取下げの<u>申し出</u>がなされた場合には、受理印を抹消の<u>うえ</u>、予備申告書及び添付書類を輸入者等に返却するものとし、併せて輸入者等から取下げの事情を聴取するものとする。 4 輸入申告 (1) 輸入申告への切替え 予備申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の 2 又は<u>法</u>第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができることとなった時期以後に、予備申告書を提出した官署の通関部門に申し出ることによりその意思表示を行い、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に申出を受けた職員が受理印を押<u>な</u>つすることにより、当該予備申告書を輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書（以下、単に「輸入申告書」という。）として取り扱うものとする。 なお、前記 2 (1)ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることの確認を行った後、当該予備申告書を輸入申告書として取り扱うものとする。 (2) （同左） 5 蔵置場所が変更された場合の取扱い 予備申告に係る貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなった場合には、当該予備申告書の提出はなかったものとし、受理印を抹消の<u>うえ</u>当該予備申告書及び添付書類は輸入者等に返却するものとし、併せて輸入者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ただし、同一税関内における申告官署の変更の場合で輸入者等の希望があるときには、当該予備申告書の審査担当職員は、当該予備申告書に所要の訂正をさせた後、当該予備申告書及び添付書類を密封の上、申告をした者を介して申告官署に回付させる。 6 利用の制限 (1) 通知 税関長は、通関業者による予備審査制の利用において、内容に誤りがある予備申告が継続して行われていることを確認した場合又は故意に行われたと認めた場合、その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合は、本省と協議を行い、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用を認めない旨の通知書」（別紙様式 1）を送付することにより、その旨を通知する。 なお、税関長は、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとした理由が解消し、適正に予備申告を行えることを確認した場合には、本省と協議を行い、当該通関業者に対して予備審査制の利用の再開を認めるものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用の再開を認める旨の通知書」（別紙様式 2）を送付することにより、その旨を通知する。 (2) <u>利用制限の対象外とする者</u> 認定通関業者については、上記(1)による予備審査制の利用制限を行わないものとする。 7 <u>税関長が検査の事前通知を行うことが適当と認める者</u> <u>前記 3(3)ロの税関長が適当と認める者は、次のいずれの要件も満たす者とする。</u> <u>イ 検査の事前通知を求める輸入者等（以下「申出者」という。）において、特例輸入者の承認又は認定通関業者の認定を受けることが見込まれること。</u> <u>ロ 申出者が、輸入申告予定日までの間、かつ、予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報（以下「事前情報」という。）を、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）（電子情報処理組織</u>	ただし、同一税関内における申告官署の変更の場合で輸入者等の希望があるときには、当該予備申告書の審査担当職員は、当該予備申告書に所要の訂正をさせた後、当該予備申告書及び添付書類を密封の上、申告をした者を介して申告官署に回付させる。 6 利用の制限 (1) 税関長は、通関業者による予備審査制の利用において、内容に誤りがある予備申告が継続して行われていることを確認した場合又は故意に行われたと認めた場合、その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合は、本省と協議を行い、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用を認めない旨の通知書」（別紙様式 1）を送付することにより、その旨を通知する。 なお、税関長は、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとした理由が解消し、適正に予備申告を行えることを確認した場合には、本省と協議を行い、当該通関業者に対して予備審査制の利用の再開を認めるものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用の再開を認める旨の通知書」（別紙様式 2）を送付することにより、その旨を通知する。 (2) <u>法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者については、上記(1)による予備審査制の利用制限を行わないものとする。</u> （新設）

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。）により提供できること。</u> ハ <u>申出者における輸入申告の誤りの発生状況（申出者が通関業者である場合には、当該誤りの発生状況のほか、通関業法第38条（報告の徴取等）による報告等の結果）から、貨物の適正な通関に支障が生じておらず、かつ、生ずるおそれがないと認められること。</u> 8 <u>検査の事前通知の申出等の手続</u> (1) <u>申出の手続及びその処理</u> <u>申出者は、「検査の事前通知を求めることの申出書」（別紙様式3）（原本・交付用の2通）を、予備申告を行おうとする官署が所属する税関の業務部通関総括部門に提出することにより、申出を行うものとする。税関は、これを受理した場合、うち1通（交付用）に受理印（税関様式C第5000号）を押印して申出者に交付する。</u> <u>税関は、申出者が前記7の要件を満たすかを確認し、申出者と提供を受ける事前情報の項目について調整を行う。当該確認及び調整の結果、検査の事前通知を行うことが適当と認める場合には、「検査の事前通知の実施通知書」（別紙様式4）により申出者に通知するものとする。</u> <u>なお、税関は、当該確認及び調整の結果、検査の事前通知を行うことが適当でないと認める場合には、「検査の事前通知の不実施通知書」（別紙様式5）により申出者に通知するものとする。</u> (2) <u>変更の申出の手続及びその処理</u> <u>検査の事前通知を受けることを認められた申出者（以下「被通知者」という。）は、上記(1)で提出した「検査の事前通知を求めることの申出書」（別紙様式3）の内容に変更があった場合には、「検査の事前通知を求めることの申出書（変更）」（別紙様式3の標題の末尾に「（変更）」を追記したものをいう。）（原本・交付用の2通）を、税関に提出するものとする。なお、被通知者が上記(1)で提出した「検査の事前通知を求めることの申出書」（別紙様式3）（交付用）</u>	(新設)

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>の写しを添付するときは、変更が生じる項目のみを申出書（変更）に記載して提出することとして差し支えない。税関は、これを受理した場合、うち 1 通（交付用）に受理印（税関様式 C 第 5000 号）を押印して被通知者に交付する。</u> <u>税関は、変更があった内容を踏まえ、上記(1)に準じて、引き続き、検査の事前通知を実施するか否かを被通知者に通知するものとする。</u> (3) <u>取止め</u> <u>税関長は、次のいずれかに該当する場合には、検査の事前通知を取り止めることができるものとする。</u> <u>イ 被通知者から検査の事前通知の取止めについて申出があった場合</u> <u>ロ 被通知者が前記 7 に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合</u> <u>被通知者は、上記イに基づき検査の事前通知の取止めを申し出ようとする場合には、「検査の事前通知の取止めを求めることの申出書」（別紙様式 6）（原本・交付用の 2 通）を税関に提出するものとする。税関は、これを受理した場合、うち 1 通（交付用）に受理印（税関様式 C 第 5000 号）を押印して被通知者に交付する。</u> <u>税関は、上記イ又はロに基づき、検査の事前通知を取り止める場合には、「検査の事前通知の取止め通知書」（別紙様式 7）により被通知者に通知するものとする。</u> (4) <u>その他</u> <u>前記 8(1)から(3)までの手続は、検査の事前通知を受けようとする又は取り止めようとする税関ごとに行う必要があるので留意する。</u> <u>9 （省略）</u>	<u>7 （同左）</u>